

公益財団法人せたがや文化財団総合職員給与規程

平成15年4月1日

せ文財規程第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人せたがや文化財団総合職員就業規程（平成15年4月1日せ文財規程第1号。以下「総合職員就業規程」という。）第48条の規定に基づき、同規程が適用される総合職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年世田谷区条例第62号）に基づき世田谷区から派遣される職員の給与については、世田谷区職員の派遣に関する協定に定めるところにより支給する。

(給与の種類)

第2条 総合職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 休日給
- (8) 管理職特別勤務手当
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で直接総合職員に支払わなければならない。ただし、総合職員からの申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の給与の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

第2章 給料

(給料の意味及び給料表)

第4条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は月額とし、別表第1に定める給料表による。

(給料の決定)

第5条 総合職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

2 新たに総合職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第3に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎とし、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合に別表第4のうち1及び2に定める基準により得られる号給とする。

3 総合職員が一の職務の級から上位の職務の級に昇格した場合及び下位の職務の級に降格した場合における給料月額は、別表第4に定める基準による。

4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月額がある場合において、9月以上のときは9月、6月以上9月未満のときは6月、3月以上6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

5 総合職員就業規程附則第3の規定により継続雇用された再雇用総合職員の給料月額は、その者に適用される給料表の第2項に掲げる表の給料月額のうち、その者が公益財団法人せたがや文化財団職員の再雇用に関する規則（平成21年せ文財規則第1号）第10条に基づき該当することとなった職務の級に定める額とする。

6 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。

(昇給の基準)

第6条 総合職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により総合職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した総合職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。

3 総合職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

4 総合職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(育児短時間勤務総合職員等の給料月額)

第6条の2 公益財団法人せたがや文化財団職員の育児休業等に関する規則（平成15年4月1日せ文財規則第1号）第21条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた総合職員（以下「育児短時間勤務総合職員」という。）及び公益財団法人せたがや文化財団職員の介護休業等に関する規則（平成26年1月1日せ文財規則第3号）第15条に規定する介護短時間勤

務の承認を受けた総合職員（以下「介護短時間勤務総合職員」という。）の給料月額、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、総合職員就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の時期）

第7条 第6条に規定する昇給の時期は、4月1日を基準とし理事長が定める。

（給料の支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額の全額を月1回に支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち理事長の定める日とする。

3 新たに総合職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 総合職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 総合職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により給与を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から週休日（総合職員就業規程第35条第1項第1号に規定する「週休日」をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（解雇時の給料支給の特例）

第9条 総合職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある総合職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその総合職員の扶養を受けている者をいう。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると理事長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ生計を一にしているものを含む。以下同じ。）

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円
- (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の認定等）

第10条の2 次条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る扶養親族が前条第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、扶養親族の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、届出に係る者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。

- (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円以上である者
- (2) 扶養手当又はこれに相当する給与を他の者が受ける原因となっている者

3 総合職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、当該総合職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定することができる。

（扶養親族の届出）

第11条 新たに総合職員となった者に扶養親族がある場合又は総合職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、当該総合職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第10条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに総合職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が総合職員となった日、扶養親族がない総合職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている総合職員が離職し、又は死亡した場合に

においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている総合職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている総合職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている総合職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第12条 管理又は監督の地位にある総合職員のうち特に指定するものについては、その特殊性に基づいて、管理職手当を支給する。

2 前項の規定により管理職手当を受ける者に対しては、超過勤務手当及び休日給を支給しない。

3 管理職手当を受ける総合職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

4 月の初日以外において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき、又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第8条第6項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは、「管理職手当」と読み替えるものとする。

5 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{25}$ を超えない範囲内の額とする。

6 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第13条 総合職員には、当分の間地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得

た額とする。

- 3 支給割合は、100分の20を超えない範囲とする。
- 4 地域手当の支給については、給料の例による。

(住居手当)

第14条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である総合職員のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃を（使用料を含む。）を支払っているものには、住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額）とする。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 次の各号に掲げる総合職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のための交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする総合職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める総合職員以外の総合職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする総合職員（自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める総合職員以外の総合職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする総合職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める総合職員以外の総合職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる総合職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる総合職員
その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる総合職員

別表第5に掲げる総合職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる総合職員

交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される総合職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該総合職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

4 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第16条 削除

(超過勤務手当等)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた総合職員に対しては、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 総合職員就業規程第36条に規定する休日労働（休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除された場合を除く。）において超過勤務することを命ぜられた総合職員に対しては、その勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項の規定に定めるもののほか、総合職員就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた4週間を平均して1週間の正規の勤務時間とする時間を超えて同規程第36条第1項の規定により休日労働を命じられた総合職員に対しては、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することができる。

4 育児短時間勤務総合職員及び介護短時間勤務総合職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、第1項の規定にかかわらず、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を支

給する。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が、1箇月について60時間を超えた総合職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の50

6 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に及ぶ場合であつて第1項及び第2項に該当しないときにおいてもその勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

7 前6項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に総合職員就業規程第35条第1項第2号（土曜日に当たる日を除く。）及び第3号（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）に規定する日の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務総合職員及び介護短時間勤務総合職員にあつては、その額に総合職員就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

8 超過勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難い場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(休日給)

第18条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することが命じられた総合職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき前条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、理事長が代休日を指定し当該総合職員がその代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

2 休日給は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難い場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(管理職特別勤務手当)

第19条 第12条第1項に掲げる総合職員が臨時又は緊急の必要その他の財団の運営の必要により財団の定める休日に勤務した場合、当該総合職員には、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、理事長が代休日を指定し当該総合職員がその代休日に勤務しなかった場合には、

管理職特別勤務手当は支給しない。

- 2 管理職特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 管理職特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日には支給することができる。

(期末手当)

第20条 総合職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により期末手当を支給するものとする。

- 2 期末手当の支給日は、その都度理事長が定める日とする。

(勤勉手当)

第21条 総合職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、理事長がその都度定める基準により勤勉手当を支給することができる。

- 2 勤勉手当の支給日は、前条第2項を準用する。

(再雇用総合職員についての適用除外)

第22条 第10条及び第11条並びに第14条の規定は、再雇用総合職員には適用しない。

第4章 雑則

(給与の減額)

第23条 総合職員が勤務しないときは、休日、総合職員就業規程第38条から第40条までに規定する年次有給休暇、第41条に規定する病気休暇（1回について、引き続く90日を限度とする。）、第42条に規定する特別休暇（生理休暇については、1回について、引き続く3日を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することに理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の承認の基準は、理事長が別に定めるところによる。
- 3 第1項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うものとする。

(時間の計算)

第24条 第17条、第18条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第25条 欠勤者又は休職者の給与については、第23条に定める場合を除くほか、別表第6に定めるところによる。

(端数計算)

第26条 次の各号に規定する給与の計算に係る端数計算は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第17条及び第18条により算出された総額に1円未満の端数が生じた場合は50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げる。
- (2) 第23条により給与を減額する場合に、減算額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 第6条の2、第13条、第20条及び第21条
1円未満の端数が生じた場合はその端数を切捨てる。

(その他)

第27条 この規程及び別に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な事項は、世田谷区の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日（以下「基準日」という。）において47歳以上の財団法人世田谷区美術振興財団（以下「美術振興財団」という。）又は財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団（以下「コミュニティ振興交流財団」という。）の職員で同年4月1日から平成15年3月31日まで在職し、同年4月1日以降財団に在職するものについて、第6条第4項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、基準日において55歳以上の職員にあつては「58歳」と、51歳以上55歳未満の職員にあつては「57歳」と、47歳以上51歳未満の職員にあつては「56歳」とする。
- 3 平成15年3月31日現在、美術振興財団又はコミュニティ振興交流財団に在職し、かつ、平成15年4月1日現在、財団に在職している職員の給料及び諸手当の支給を決定するに必要な勤務期間及び勤務期間から除算すべき期間については、美術振興財団及びコミュニティ振興交流財団から引継ぐものとする。

附 則(平成15年12月15日規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月数の切替え等)

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる

期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成15年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の0.79を乗じて得た額に、同年4月から施行日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料が支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた額）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

(3) 平成15年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

- 5 平成15年4月1日から平成16年3月1日までの間において、世田谷区の職員であつた者その他理事長が別に定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「世田谷区の職員であつた者その他理事長が別に定める者との均衡を考慮して理事長が定める額」と、「第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「理事長が定める額」とする。

(委任)

6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年12月28日規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成18年3月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成17年4月1日（同月2日から平成18年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成17年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.97を乗じて得た額に、同年4月から施行日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.97を乗じて得た額

（3）平成17年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.97

を乗じて得た額

- 5 平成17年4月1日から平成18年3月1日までの間において、世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める者との均衡を考慮して理事長が別に定める額」と、「第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「理事長が別に定める額」とする。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月20日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第10条第3項(4)、第12条第1項および第4項、第16条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成19年3月に支給する期末手当の額は、給与規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において、「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成18年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.41を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成18年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

(3) 平成18年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

附 則 (平成19年12月28日規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第5号及び第6号の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(施行日における特定の職務の級の切替え)

2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（附則第5項及び第6項を除き、以下「旧級」という。）が9級であった職員（以下「特定職員」という。）の施行日における職務の級（附則第5項及び第6項を除き、以下「新級」という。）は、8級とする。

(施行日における号給の切替え)

3 特定職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(施行日における給料の切替えに伴う経過措置)

4 特定職員のうち、旧号給が31号給以上の号給であったものの給料月額は、理事長が定める。

(切替日における特定の職務の級の切替え)

5 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項及び次項において「旧級」という。）が8級であった職員の切替日における職務の級（以下この項及び次項において「新級」という。）は、8級とする。

7 前項の規定により新級を定められる職員の切替日における号給は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて理事長が定める。

附 則（平成20年3月31日規程第5号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月28日規程第1号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第17条第4項及び第5項並びに別表第6の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規程第1号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び第2項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第14条第1項、2項は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日において、この規程による改正前の職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第14条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であつて、平成26年4月1日以後も引き続き同項に掲げる職員（この規程による改正後の職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第1項に掲げる職員を除く。）に該当するもの、その他これに準ずる職員については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、改正後の規程第14条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額、改正後の規程第14条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

附 則（平成26年11月28日規程第14号）

この規程は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月12日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、この規程による改正後の総合

職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第10条第3項並びに第11条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、次の通りとする。

〔第10条第3項〕

- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に該当する扶養親族 10,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち一人（総合職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円
 - (3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円
 - (4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

〔第11条第1項〕

第11条 新たに総合職員となった者に扶養親族がある場合又は総合職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その総合職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5項に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子がある総合職員が配偶者のない総合職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子がある総合職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

〔第11条第3項〕

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合又は扶養手当を受けている総合職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている総合職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている総合職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

〔第11条第4項〕

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当

の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある総合職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている総合職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある総合職員が配偶者のない総合職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 3 平成30年3月31日において、この規程による改正前の総合職員給与規程第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（総合職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている総合職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該総合職員が改正後の規程第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されることを除く。）、その他これに準ずる場合には、改正後の規程第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

（1）平成30年度 11,500円

（2）平成31年度から平成35年度までの間 13,000円

- 4 前項の規定により扶養手当を受けている総合職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その総合職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定による届出は、改正後の規程第11条の規定による届出とみなす。

- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている総合職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- 7 平成27年度から平成29年度までに採用された総合職員の職務の級は、この規程の施行をもって2級とするものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この規程による改正後の公益財団法人せたがや文化財団総合職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の適用について、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員（以下「特定職員」という。）の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号級の切替え等)

- 3 特定職員（次項に規定する特定職員を除く。）の施行日における号給は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて、附則別表第2に定める号給とする。
- 4 特定職員のうち附則別表第3に掲げる旧級にあるものが、施行日に新級から昇格をする場合における昇格後の号給は、改正後の給与規程第5条第3項の規定にかかわらず、旧級及び昇格後の職務の級並びに旧号給に応じ、同表に定める号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。また、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
	1級	1級
	2級	
	3級	
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級

備考 旧7級及び旧8級は該当なし。

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	21	39	1	—	1
2	2	22	40	1	—	1
3	3	23	40	1	—	1
4	4	24	41	1	—	1
5	5	25	42	1	1	1
6	6	26	43	3	1	1
7	7	27	44	4	1	1
8	8	28	45	5	1	1
9	9	30	45	6	1	1
10	10	30	46	7	1	1
11	11	31	47	8	1	1
12	12	32	48	9	1	1
13	13	33	49	10	1	2
14	14	34	51	11	1	2
15	15	35	52	11	1	3
16	16	36	53	12	1	4
17	17	37	54	13	2	5
18	18	38	55	14	3	6
19	19	39	56	15	3	7
20	20	39	57	16	4	8
21	21	40	58	18	5	9
22	22	41	59	18	6	10
23	23	42	60	19	7	11
24	24	43	61	20	8	12
25	25	44	62	21	10	13
26	26	45	63	22	10	14
27	27	46	64	23	11	15
28	28	47	65	24	12	16
29	29	48	67	25	13	17
30	30	49	68	26	14	18
31	31	50	69	27	15	19
32	32	51	70	28	16	20
33	33	52	71	29	17	21
34	34	53	72	30	18	22
35	34	54	73	31	19	23
36	35	55	75	32	20	24

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
37	36	56	76	33	21	25
38	37	57	77	34	22	27
39	38	58	78	35	23	28
40	38	59	80	36	24	29
41	39	60	81	37	25	30
42	40	61	82	38	26	31
43	41	62	83	39	27	33
44	42	63	84	40	28	33
45	42	64	85	41	29	34
46	43	65	87	43	30	35
47	44	66	88	44	31	35
48	45	67	89	45	32	36
49	46	68	91	46	33	37
50	47	69	92	47	35	38
51	48	70	93	49	36	39
52	48	71	95	49	37	40
53	49	72	96	50	38	40
54	50	74	98	51	39	41
55	51	75	99	51	41	42
56	52	76	101	52	41	43
57	53	77	102	53	42	45
58	54	78	104	54	43	45
59	55	79	106	55	43	46
60	56	80	108	56	44	47
61	57	81	110	56	45	48
62	58	82	112	57	46	49
63	59	83	114	58	47	49
64	60	84	118	59	48	50
65	61	85	121	61	48	51
66	62	87	125	61	49	51
67	62	88	129	62	50	52
68	63	89	133	63	51	55
69	64	90	137	64	53	55
70	65	91	142	65	53	55
71	66	93	147	66	54	57
72	66	94	149	67	55	57
73	67	95	149	68	56	58
74	68	97	149	69	57	58
75	69	98	149	69	58	59
76	70	99	149	70	59	59

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
77	71	101	149	71	60	60
78	72	102	149	72	61	60
79	73	103	149	74	61	61
80	74	104	149	75	62	63
81	75	105	149	75	63	63
82	75	107	149	75	64	64
83	76	108	149	75	66	64
84	77	109	149	75	67	64
85	78	111	149	75	67	65
86	79	113	149	76	67	65
87	80	114	149	76	67	66
88	81	116	149	77	67	67
89	82	118	149	78	68	67
90	83	120	149	79	69	67
91	83	122	149	80	70	68
92	84	124	149	80	70	68
93	85	126	149	81	71	69
94	86	128	149	82	72	69
95	87	130	149	83	73	70
96	87	132	149	84	74	70
97	88	134	149	85	75	71
98	89	136	149	86	75	71
99	90	138	149	87	76	71
100	90	139	149	88	77	72
101	91	140	149	89	77	72
102	92	142	149	90	78	73
103	93	144	149	92	78	74
104	93	146	149	93	79	75
105	94	147	149	94	80	77
106	95	149	149	95	81	78
107	95	149	149	96	83	79
108	96	149	149	97	85	80
109	96	149	149	98	86	81
110	97	149	149	99	87	81
111	97	149	149	100	87	82
112	98	149	149	101	88	82
113	98	149	149	102	89	83
114	99	149	149	103	90	83
115	99	149	149	104	91	84
116	100	149	149	106	93	84

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
117	100	149	149	107	93	85
118	101	149	149	109	94	85
119	101	149	149	110	95	85
120	101	149	149	111	96	86
121	102	149	149	113	97	87
122		149	149	114	98	
123		149	149	115	100	
124		149	149	117	101	
125		149	149	118	103	
126		149	149	119	104	
127		149	149	121	105	
128		149	149	122	106	
129		149	149	123	108	
130				124	109	
131				125	110	
132				126	111	
133				127	112	
134				128	113	
135				129	114	
136				129	116	
137				130	117	
138				131	118	
139				132	119	
140				133	120	
141				133	121	
142					122	
143					123	
144					124	
145					125	
146					126	
147					127	
148					128	
149					129	

備考：旧 7 級及び旧 8 級は、該当なし。

附則別表第3 (附則第4項関係)

旧号給	区分	旧級	
		昇格後の級	
		3級	3級
		2級	3級
1	2	1	1
2	3	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	9	1	1
9	9	1	1
10	10	1	1
11	11	1	1
12	12	1	1
13	13	1	1
14	15	3	3
15	16	4	4
16	17	5	5
17	18	6	6
18	19	7	7
19	20	8	8
20	21	9	9
21	22	10	10
22	23	11	11
23	23	11	11
24	24	12	12
25	25	13	13
26	26	14	14
27	27	15	15
28	28	16	16
29	30	18	18
30	30	18	18
31	31	19	19
32	32	20	20
33	33	21	21
34	34	22	22
35	34	22	22
36	36	24	24

旧号給	区分	旧級	
		昇格後の級	
		3級	3級
		2級	3級
37	37	25	
38	38	26	
39	38	26	
40	40	28	
41	41	29	
42	42	30	
43	43	31	
44	44	32	
45	45	33	
46	46	34	
47	47	35	
48	48	36	
49	49	37	
50	50	38	
51	51	39	
52	52	40	
53	53	41	
54	55	43	
55	56	44	
56	57	45	
57	58	46	
58	59	47	
59	61	49	
60	61	49	
61	62	50	
62	63	51	
63	63	51	
64	64	52	
65	65	53	
66	66	53	
67	67	54	
68	68	54	
69	69	55	
70	70	55	
71	70	55	
72	71	56	

旧号給	区分	旧級	
		昇格後の級	
		3級	3級
		2級	3級
73	72	56	
74	73	57	
75	74	58	
76	75	59	
77	77	61	
78	78	61	
79	79	62	
80	80	62	
81	81	63	
82	83	64	
83	84	64	
84	85	65	
85	86	65	
86	88	66	
87	90	66	
88	91	67	
89	93	67	
90	95	68	
91	97	69	
92	98	69	
93	99	69	
94	100	69	
95	102	70	
96	103	70	
97	104	70	
98	105	71	
99	106	71	
100	107	71	
101	108	71	
102	109	72	
103	110	72	
104	112	72	
105	113	73	
106	114	73	
107	115	73	
108	116	74	

旧号給	区分	旧級	
		昇格後の級	
		3級	3級
		2級	3級
109	117	74	
110	118	74	
111	119	75	
112	120	75	
113	121	75	
114	121	75	
115	121	75	
116	121	75	
117	121	75	
118	121	75	
119	121	75	
120	121	75	
121	121	75	
122	121	75	
123	121	75	
124	121	75	
125	121	75	
126	121	75	
127	121	75	
128	121	75	
129	121	75	
130			
131			
132			

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 本則第10条第2項第4号に規定する満60歳以上の父母及び祖父母について、平成31年3月31日において、勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額（以下「総合計額」という。）が年額130万円以上140万円未満であると認定され、同年4月1日以降の年間の総合計額が引き続き130万円以上140万円未満と見込まれるときは、平成31年度に限り、本則第10条の2第2項第1号の規定にかかわらず、扶養親族と認定することができる。

附 則

- この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- この規程による改正後の別表第1は、遡及適用をしないものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、令和4年4月1日に遡及適用とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、令和5年4月1日に遡及適用とする。

別表1（第4条、第5条関係）

給 料 表

1 再雇用総合職員以外の総合職員

2023年4月1日適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	153,500	208,500	235,600	260,300	288,700	370,800
2	154,600	209,900	237,400	262,200	290,900	373,600
3	155,700	211,200	239,200	264,200	293,300	376,400
4	156,900	212,500	240,900	266,200	295,700	379,200
5	158,100	213,800	242,700	268,400	298,000	381,900
6	159,300	215,100	244,600	270,400	300,400	384,600
7	160,500	216,500	246,500	272,300	302,800	387,400
8	161,700	218,000	248,400	274,400	305,200	390,200
9	162,900	219,800	250,200	276,500	307,700	393,000
10	164,100	221,300	252,200	278,600	310,200	395,800
11	165,500	222,900	254,100	280,600	312,500	398,700
12	166,800	224,500	256,100	282,800	314,900	401,600
13	168,100	226,000	258,000	284,800	317,400	404,400
14	169,600	227,600	260,000	287,000	319,900	407,300

15	171,100	229,200	261,800	289,100	322,200	410,200
16	172,600	230,700	263,900	291,300	324,600	413,100
17	174,100	232,300	265,900	293,600	327,200	416,000
18	175,800	233,800	267,900	295,900	329,700	418,900
19	177,700	235,300	269,900	298,100	332,200	421,900
20	179,600	237,000	272,000	300,300	334,900	424,900
21	181,400	239,000	273,900	302,500	337,400	427,800
22	183,200	240,700	276,000	304,700	340,100	430,800
23	185,100	242,600	278,000	307,000	342,700	433,900
24	187,000	244,300	280,000	309,200	345,400	436,900
25	188,800	246,000	282,200	311,400	348,000	439,900
26	190,700	247,700	284,500	313,800	350,700	442,700
27	192,700	249,500	286,900	316,300	353,400	445,700
28	194,500	251,400	289,300	318,800	356,100	448,600
29	196,200	253,200	291,700	321,300	358,800	451,400
30	197,200	255,300	293,700	323,700	361,600	454,200
31	198,100	257,400	295,900	326,200	364,400	456,900
32	199,000	259,500	298,000	328,500	367,200	459,400
33	199,700	261,700	300,100	330,800	370,000	461,900
34	200,700	263,400	302,100	333,100	372,600	464,300
35	201,700	265,200	304,200	335,400	375,200	466,500
36	202,900	267,000	306,400	337,800	377,900	468,700
37	204,100	269,000	308,400	340,100	380,600	470,600
38	205,500	270,600	310,500	342,400	383,300	472,600
39	207,000	272,500	312,500	344,800	385,700	474,400
40	208,400	274,400	314,600	347,100	388,300	476,200
41	210,000	276,300	316,700	349,300	390,800	477,800
42	211,600	277,900	318,900	351,500	393,400	479,400
43	213,400	279,800	320,900	353,800	395,800	480,800
44	215,100	281,700	323,000	355,900	398,300	482,300

45	217,000	283,500	324,900	358,100	400,700	483,600
46	218,400	285,200	327,000	360,300	403,100	485,000
47	220,000	287,100	329,000	362,400	405,300	486,200
48	221,600	288,900	331,100	364,500	407,500	487,500
49	223,300	290,700	333,100	366,500	409,600	488,600
50	224,700	292,400	335,100	368,600	411,600	489,800
51	226,300	294,100	337,000	370,600	413,400	490,800
52	227,900	295,800	339,000	372,600	415,200	491,800
53	229,600	297,400	341,000	374,600	416,900	492,800
54	231,000	299,100	343,000	376,500	418,400	493,800
55	232,500	300,900	344,900	378,400	419,900	494,700
56	234,200	302,400	346,700	380,200	421,300	495,600
57	235,800	304,100	348,600	381,900	422,500	496,400
58	237,200	305,700	350,500	383,700	423,700	497,200
59	238,600	307,300	352,200	385,400	424,800	498,000
60	240,300	309,000	354,000	387,100	425,700	498,700
61	242,000	310,600	355,800	388,600	426,700	499,400
62	243,300	312,100	357,500	390,200	427,600	500,100
63	244,800	313,700	359,200	391,700	428,400	500,800
64	246,600	315,300	360,900	393,100	429,200	501,400
65	248,200	316,800	362,500	394,400	430,000	502,000
66	249,700	318,300	364,200	395,500	430,700	502,600
67	251,300	319,800	365,800	396,600	431,500	503,100
68	252,900	321,200	367,300	397,600	432,200	503,600
69	254,400	322,700	368,800	398,600	432,800	504,100
70	255,800	324,100	370,300	399,400	433,500	504,600
71	257,400	325,500	371,700	400,300	434,100	505,100
72	259,000	326,800	373,000	401,100	434,700	505,600
73	260,600	328,100	374,300	401,900	435,200	506,100
74	262,000	329,300	375,500	402,600	435,800	506,600

75	263,500	330,500	376,600	403,400	436,300	507,100
76	265,000	331,600	377,500	404,100	436,900	507,600
77	266,500	332,700	378,500	404,800	437,500	508,100
78	267,800	333,800	379,400	405,400	438,100	508,600
79	269,300	334,800	380,300	406,100	438,700	509,100
80	270,800	335,800	381,000	406,700	439,100	509,600
81	272,400	336,600	381,800	407,300	439,600	510,100
82	273,900	337,500	382,600	407,800	440,100	510,600
83	275,400	338,300	383,300	408,400	440,600	511,100
84	276,800	339,100	383,900	408,900	441,100	511,600
85	278,200	339,700	384,600	409,400	441,600	512,100
86	279,600	340,400	385,200	409,800	442,100	512,600
87	281,100	341,000	385,800	410,300	442,600	513,100
88	282,400	341,600	386,300	410,800	443,100	513,600
89	283,800	342,200	386,800	411,200	443,600	514,100
90	285,200	342,800	387,300	411,700	444,100	
91	286,600	343,400	387,800	412,200	444,600	
92	287,800	343,900	388,300	412,600	445,100	
93	289,100	344,400	388,800	413,000	445,500	
94	290,400	344,900	389,300	413,500	446,000	
95	291,700	345,400	389,800	414,000	446,500	
96	292,800	345,900	390,300	414,400	447,000	
97	294,000	346,400	390,800	414,800	447,500	
98	295,200	346,800	391,200	415,200	448,000	
99	296,400	347,300	391,700	415,600	448,500	
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500	
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500	
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000	

105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500	
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000	
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500	
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000	
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
110	307,200	352,200	396,500	420,000		
111	308,000	352,600	396,900	420,400		
112	308,800	353,000	397,300	420,800		
113	309,400	353,400	397,700	421,200		
114	310,100	353,800	398,100	421,600		
115	310,700	354,200	398,500	422,000		
116	311,300	354,600	398,900	422,400		
117	311,800	355,000	399,300	422,800		
118	312,300	355,400	399,700	423,200		
119	312,700	355,800	400,100	423,600		
120	313,100	356,200	400,500	424,000		
121	313,400	356,600	400,900	424,400		
122	313,800		401,300	424,800		
123	314,200		401,700	425,200		
124	314,600		402,100	425,600		
125	315,000		402,500	426,000		
126	315,300		402,900	426,400		
127	315,700		403,300	426,800		
128	316,100		403,700	427,200		
129	316,500		404,100	427,600		
130	316,900		404,500			
131	317,300		404,900			
132	317,700		405,300			
133	318,000		405,700			
134	318,400					

135	318,700					
136	319,000					
137	319,300					
138	319,600					
139	319,900					
140	320,200					
141	320,500					
142	320,800					
143	321,100					
144	321,400					
145	321,700					
146	322,000					
147	322,300					
148	322,600					
149	322,900					
2 再雇用総合職員						
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円	円	円	円	円	円
	198,300	232,900	270,900	288,700	313,000	380,100

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(満60歳年度末以後 定年までの給料月額)

2 当分の間、総合職員の給料月額は、その者が満60歳に達した日後における最初の4月1日（以下、「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下、「特定日給料月額」という。）とする。ただし、その者の受ける特定日給料月額が、特定日以後その者の職務が該当する別表第1第2号（再雇用総合職員の給料月額）の級の給料月額に達しない場合は、別表第1第2号の給料月額とする。

(役職定年以後、定年までの給料月額)

3 前項の規定にかかわらず、総合職員就業規程第22条の3の規定で降任された総合職員であつて、当該降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける総合職員のうち、異動日以後の職務（降任による新たな職務）と第2項の規定によって決定されるその者の受ける特定日給料月額が、異動日の直前までその者に適用されていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる総合職員の給料月額は、当分の間、特定日以後、特定日給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

（役職定年の例外が適用された総合職員の給料月額）

4 第2項及び第3項の規定は、総合職員就業規程第22条の4の規定により、満60歳となった年度の年度末日に従事していた主任以上の職位から降任せず、満60歳となった年度の年度末日に従事していた職位にそのまま従事する期間が延長された総合職員には適用しない。

別表第2（第5条関係）
級別標準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務又は一定の知識又は経験を必要とする業務
2級	主任の職務（マネージャー等を補佐し、必要に応じてチーム・リーダーとなる。高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う。）
3級	マネージャー・プロデューサー又は主査の職務（組織としての担当を担い統括する。主査はマネージャー等の職員相当の業務を行い、マネージャー等の職員が不在のときは代行する。）
4級	部長補佐又はこれに相当する職の職務（部長の補佐と共に必要に応じて部長相当の業務を行う。）
5級	部長、室長又はこれに相当する職の職務（部及び室を統括する。）
6級	事務局長、副館長、統括部長又はこれに相当する職の職務（各組織機能を統括する。）

別表第3(第5条関係)

1 初任給基準表

選考基準	号級(調整号数)
I 類	1級29号(+1号)
II 類	1級17号(+3号)
III 類	1級 5号(+5号)

備考

- (1) 調整号数は、採用後最初の昇給日以降に加算する号数を示す。
- (2) 採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合においては、その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数切捨て)を加えて得た数を号給とすることができる。

2 採用時経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員 又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5割	1 在学年数は、正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5割	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

別表第4(第5条関係)

昇格・降格に関する基準

1 昇格する場合の号給は、次の表のとおりとする。

【昇格時対応号給表】

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
号給	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1
11	1	1	3	3	1
12	1	1	4	4	1
13	1	1	5	5	1
14	1	2	6	6	1
15	1	3	7	7	1
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
号給	2級	3級	4級	5級	6級
16	1	4	8	8	1
17	1	5	9	9	1
18	1	6	10	10	1
19	1	7	11	11	1
20	1	8	12	12	1
21	1	9	13	13	1
22	1	10	14	14	1
23	1	11	15	15	1
24	1	12	16	16	1
25	1	13	17	17	1
26	1	14	18	18	2
27	1	15	19	19	3
28	1	16	20	20	4
29	1	17	21	21	5
30	1	18	22	22	6
31	1	19	23	23	7
32	1	20	24	24	8
33	1	21	25	25	9
34	2	22	26	26	10
35	3	23	27	27	11
36	4	24	28	28	12
37	5	25	29	29	13

38	6	26	30	30	14
39	7	27	31	31	15
40	8	28	32	32	16
41	9	29	33	33	17
42	10	30	34	34	18
43	11	31	35	35	19
44	12	32	36	36	20
45	13	33	37	37	21
46	14	34	38	38	22
47	15	35	39	39	23
48	16	36	40	40	24
49	17	37	41	41	25
50	18	38	42	42	26
51	19	39	43	43	27
52	20	40	44	44	28
53	21	41	45	45	29
54	22	42	46	46	29
55	23	43	47	47	29
56	24	44	48	48	30
57	25	45	49	49	30
58	26	46	50	49	30
59	27	47	51	50	31
60	28	48	52	50	31
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
号給	2級	3級	4級	5級	6級
61	29	49	53	51	31
62	30	50	54	51	32
63	31	51	55	52	32
64	32	52	56	52	32
65	33	53	57	53	33
66	34	53	58	54	33
67	35	54	59	55	33
68	36	54	60	56	33
69	37	55	61	57	34
70	38	55	62	57	34
71	39	56	63	57	34
72	40	56	64	58	34
73	41	57	65	58	35
74	42	58	66	58	35
75	43	59	67	59	35
76	44	60	68	59	35
77	45	61	69	59	36
78	46	61	69	60	36
79	47	62	70	60	36
80	48	62	70	60	36
81	49	63	71	61	37
82	50	63	71	61	37

83	51	64	72	62	37
84	52	64	72	62	37
85	53	65	73	63	37
86	54	65	73	63	38
87	55	65	74	64	38
88	56	66	74	64	38
89	57	66	75	65	38
90	58	66	75	65	38
91	59	67	76	66	39
92	60	67	76	66	39
93	61	67	77	67	39
94	61	68	77	67	39
95	62	68	78	68	39
96	62	68	78	68	40
97	63	69	79	69	40
98	63	69	79	69	40
99	64	69	80	69	40
100	64	69	80	70	40
101	65	70	81	70	41
102	66	70	82	70	41
103	67	70	83	71	41
104	68	70	84	71	42
105	69	71	85	71	42
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
号給	2級	3級	4級	5級	6級
106	69	71	85	72	42
107	70	71	86	72	43
108	70	71	86	72	43
109	71	72	87	73	43
110	71	72	87	74	
111	72	72	88	75	
112	72	72	88	76	
113	73	73	89	77	
114	73	73	90	77	
115	73	73	91	78	
116	74	74	92	78	
117	74	74	93	79	
118	74	74	93	79	
119	75	75	94	80	
120	75	75	94	80	
121	75	75	95	81	
122	76		95	81	
123	76		96	82	
124	76		96	82	
125	77		97	83	
126	77		98	83	
127	77		99	84	

128	78		100	84	
129	78		101	85	
130	78		102		
131	79		103		
132	79		104		
133	79		105		
134	80				
135	80				
136	80				
137	81				
138	81				
139	81				
140	81				
141	82				
142	82				
143	82				
144	82				
145	83				
146	83				
147	83				
148	83				
149	84				

2 降格する場合の号給は、次のとおりとする。

(1) 降格した日の前日に受けていた号給（以下「降格前号級」という。）が昇格時対応号給表の「昇格後の号給欄」に定める号給として、いずれかに該当するとき。	該当する号給に対応する「昇格した日の前日に受けていた号給欄」に掲げる号給とする。
(2) 降格前号給が昇格時対応表の「昇格後の号給欄」に定める号給として無いとき。	降格した職務の級の最高の号給とする。
(3) (1) で降格前号給に対応する「昇格した日の前日に受けていた号給欄」に定める号給が2以上あるとき。	最も上位の号給とする。

* 降格の場合において、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける(1)～(3)の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱う。

別表第5 (第15条関係)

片道 使用距離区分	職員の区分	
	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で 理事長が定めるところにより 通勤が困難であると認め られるもの
5キロメートル未満	2,600円	3,900円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000円	5,300円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000円	8,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000円	10,900円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000円	13,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000円	16,500円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000円	19,300円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000円	22,100円
40キロメートル以上	13,000円	24,900円

別表第6 (第25条関係)

欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準
1 欠勤	(1)業務上の事由又は通勤途上の負傷、疾病による欠勤	給与の支給に替えて、総合職員就業規程の第10章『災害補償』に定める休業補償を行う。
2 休職等	(1)総合就業規程第17条第1項第1号	休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80の額
	(2)総合就業規程第17条第1項第2号	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内で理事長が定める額
	(3)総合就業規程第17条第1項第3号～6号	理事長の定める額